

鳥取縣公報

本書ノ大キサ國定規格A5判

第 千 百 十 一 號
昭 和 十 五 年 三 月 八 日

金 曜 日

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第四號

官 國 幣 社 宮 司
縣 社 社 司

大正五年二月訓第九號官國幣社縣社祈年祭新嘗祭中左ノ通改ム

昭和十五年三月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

國幣小社倭文神社

祈 年 祭 二 月 十 七 日
新 嘗 祭 十 一 月 二 十 三 日

鳥取縣公報

每週
火金曜日發行

(休日ニ當ル)
時ハ翌日

昭和十五年三月八日
第 千 百 十 一 號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

告示

鳥取縣告示第三百三十一號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ末ダ種付セザルモノ近ク種付セシトスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十五年三月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査月日	検査区域	検査場	所	牽付時間
三月四日	河原町	河	原	午前九時
同日	八上村	曳	田	午後一時
同日	國英村	山	手	午前九時
同日	國中村	石田	井	同日
同日	八東村	東	東	同日

00450

00449

同	下私都村	大	坪	同
同	加茂村	郡	家	午後一時
同	大伊村	塩	上	午前九時
同	船岡村	船岡	市場	午後一時
同	大御門村	市	谷	午前九時
同	隼見村	見	中	午後一時
同	安部村	安	井	午前九時
同	大鷹村	鷹	狩	午前九時
同	散岐村	佐	貫	同日
同	社安村	安	藏	同日
同	用ヶ瀬村	用ヶ瀬	市場	午後一時
同	西郷村	牛	戸	午前九時
同	丹比村	南	同	同日

00451

同	十四日	上私都村	麻	生	同
同	十五日	中私都村	下	都	午後一時
同	十六日	池田村	若	屋	堂
同	十八日	若櫻町	若	櫻	市場
同	十九日	土師區	野	原	同
同	二十日	山形區	河	合	午後一時
同	二十日	富澤區	新	見	午前九時
同		智頭區	智	頭	市場
同					午後一時

◆鳥取縣告示第百三十二號

東伯郡南谷村^{安步}大鳥居耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セリ
 昭和十五年三月八日

00452

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
 東伯郡上小鴨村大字鴨河内
 組合長 衣 笠 直 市

◆鳥取縣告示第百三十三號

東伯郡高城村般若第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年三月八日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第百三十四號

鳥取縣石油委員會規程左ノ通之ヲ定ム
 昭和十五年三月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣石油委員會規程

- 第一條 石油消費規正ノ圓滑ナル運用竝ニ其ノ配給ノ適正ヲ期スル爲鳥取縣石油委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク
- 第二條 委員會ハ知事ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ石油ノ消費規正竝ニ配給ニ關スル重要事項ニ付調査審議ス
- 第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ組織ス

第四條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス

一 警察部 部長

二 警察部 經濟警察課長

經濟部 商工水產課長

三 關係 官廳 係官

四 石油 供給 業者

五 石油 需要 者

前項ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第五條 委員會ニ消費規正部會及配給部會ヲ設ク消費規正部會ハ石油ノ消費規正ニ關スル事

項ヲ、配給部會ハ石油ノ配給ニ關スル事項ヲ主掌ス

第六條 各部會ハ其ノ主掌事項ニ關シ各別ニ調査審議ヲ行フモノトス

但シ兩部會關係事項ニ付テハ委員會ニ於テ調査審議ス

第七條 委員會並ニ各部會ハ必要ニ應ジ知事之ヲ招集ス

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代行ス

第九條 委員會ニ幹事若干名ヲ置ク

警察部、經濟部、關係各課長及課員中ヨリ知事之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ必要ナル事項ノ調査ニ從事ス

第十條 委員會ニ書記若干名ヲ置ク

警察部、經濟部員中ヨリ知事之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ニ際シ現ニ鳥取縣石油消費規正委員會委員、幹事及書記タルモノハ鳥取縣石油委員會

委員、幹事及書記ヲ委嘱又ハ任命セラレタルモノトス

昭和十三年三月十五日鳥取縣告示第四百四十六號鳥取縣石油消費規正委員會規程ハ之ヲ廢止ス

◆鳥取縣告示第三百三十五號

產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十五年三月八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

住 所

鳥取縣鳥取市寺町百九番地一

昭和十二年一月九日婚姻ニ依リ前姓小林ヲ村田ニ改姓並本籍異動ニ付キ產婆名

簿登錄事項訂正方出願ニ對シ昭和十五年二月二十一日訂正

村

田

と

し

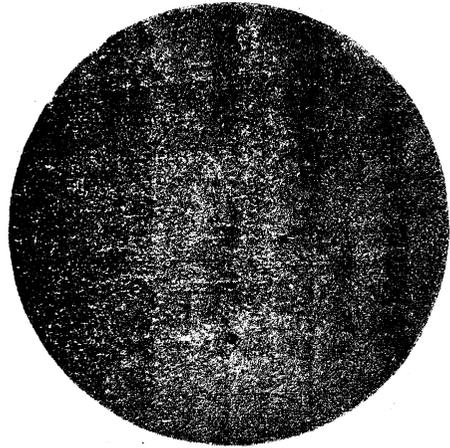
00455

鳥取縣公報 第一千一百一十一號 昭和十五年三月八日 (第三種郵便物認可)

八

00456

事變特報



彙

報

第四十四號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

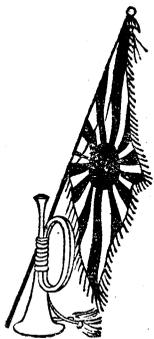
鳥取縣公報 第一千一百一十一號 昭和十五年三月八日 (第三種郵便物認可)

九

目次

- 一 日露戦争より支那事變へ
— 事變下三度び陸軍記念日を迎へて — (時局課) 一頁
- 一 本縣統制肥料の割當方針 (農産課) 一九頁
- 一 戦時節米の實施方策 (時局課) 二五頁
- 一 季節向主要作物の臨時配合肥料 (農産課) 二七頁
- 一 海軍志願兵徵募検査の成績 (社事兵事課) 三四頁
- 一 滿洲開拓關係職員募集 (社會教育課) 三六頁

久持忍堅・せは現に米



日露戦争より支那事變へ

… 時變下三度び陸軍記念日を迎へて…

▽日露開戦當時を思ふ△

我が國が東洋平和と獨立擁護との爲に奮然として國際紛争の解決を干戈に訴へ、帝國の地位を東洋の天地から世界の舞臺に押し進めたあの日露戦役の時から、日月は流れてこゝに第三十五回の陸軍記念日を迎へるに至りました。吾々はこゝに日露の大戦から今日までの父祖先輩努力の跡を偲び、今次時局に處する覺悟を固めたと思ひます。

抑々日露戦争は明治三十七年二月四日を以てその開戦の廟議が決せられたのでありますが、併し當時のロシアは我國に對し面積に於て五十

倍人口に於て三倍、兵力は五倍を有して、世界最強の陸軍國として我國とは餘りに桁が違つてゐました。従つて我國朝野を擧げて如何に悲壯な覺悟に燃えてゐたかは今思ふだに涙ぐましいものがあります。

いよゝ開戦の廟議が決せられるに當つて、時の樞密院議長伊藤博文公が桂首相に迎ひ、「果して勝味があるか」と問ふたのに對して首相は「勝味は無い。唯大和魂で戦ふだけだ」といふのでありました。されば公は會議終了後「萬一我が軍が朝鮮で破れ、露軍が侵入して來た時は及ばずながらもこの博文も昔の北條時宗の故事に倣つて自ら武器を取り身を卒伍に投じ、自分の家内も時宗の妻女に見習はして兵食の炊爨にあたらせ、夫婦共に九州なり山陰道なりに出かけて残つた國民と共に海岸を守り、一歩たりとも露兵を日本の土地に上らせない決心である」と悲壯なる決意を漏らされたと云ひます。

又伊藤公の命を受けて遣米使節として派遣せられることになつた金子堅太郎男(當時)が

山本海相を訪ねた時、海相は「先づ日本の軍艦は半分沈没させる覺悟だ。それでも勝利を得ねばならんと良案を案じてゐる。」と云ひ、同じく兒玉參謀次長を訪ねると「まあ今の所彼我五分五分だから、私はこれを四分六分にしよう」と、今日まで三十日余り參謀本部に軍服のまゝ赤毛布を被つて起居し乍ら苦心してゐる。君は渡米後五度は勝報五度は敗報を受取る覺悟でゐて貰ひ度い。若し折角苦心した通りに甘く行けば勝敗の電報は六と四の割合にならう。」と語られたさうであります。

二月十四日早朝、折柄葉山の御用邸に御滞在中の 皇后陛下(後の昭憲皇太后)は同地の金子男の別邸に御微行で突如行啓遊ばされまして、「今朝突然參つて實に氣の毒であるが、實は昨夜香川(皇后宮太夫)が東京から歸つて來て、金子が近々米國へ行く事を聞いた。今度の場合必ず重大な要務を帯びて行くことゝ推察する。どうか充分身體を大切に御國の爲に盡力するやうに。」との意味の優渥なる御沙汰を賜つた

由であります。當時に於ける陛下の御心中を拜察するに恐懼の極みであります。
以上二三のことから考へましても、如何に當時の狀況が悲壯なものであつたかが思はれるのであります。

▽日露戰役以前の東亞の大勢△

一體世界列強の極東に對する侵略は、既に我が徳川時代の中期からいよ／＼露骨になつて來てゐたのであります。ロシアは西北から、英佛は西南から共に支那に迫つてゐたのであります。然るに日清戰役の結果支那の弱體であることが世全世界に暴露しますと、支那は全く列強の極東侵略の魔手が交錯する處となつたのであります。

かの三國干渉は、この歐洲列強が東亞に於ける日本の發展を阻止してその侵略を専らにしようとした手段に外なりません。そして北清事變は正に列國の侵略に對する支那民族の反撥でありましたが、支那一國の國力を以てこの西方東漸の大勢を抑へ得る筈がありません。事變の結

果は反つて列強の侵略を助成する結果となつたのであります。

中でもロシアは最も積極的にその魔手を伸ばして、三國干渉後支那から遼東半島を租借し、これを根據地として東洋併呑の事業を進めました。滿洲に大兵を進め、朝鮮の侵略を企圖し、遂には日本の存立をさへ脅威するに至つたのであります。

三國干渉後の日本は既にロシアのこの事あるを豫見して、朝野を擧げて臥薪嘗膽、國防の充實に邁進し、畏くも 皇室に於かせられましてはこれが爲に御内帑を割かれ、文武百官亦 聖旨を奉じて俸給の一部を献じ、全國擧つて努力を盡して軍備の充實を圖り、國難に備へたのであります。

他方英國は、ロシアの極東侵略による東亞に於ける既得權益に脅威を感じ、我が日本に接近して茲に日英同盟が成立したのであります。けれども我が國の準備未だ全からざるにロシアの南下侵略は彌々甚しく、滿洲はもとより朝

鮮半島北部をもその勢力下に席捲せられて、今や東洋の平和と帝國の獨立も實に風前の燈火にも比すべき状態となりましたため、遂に我國は斷然悲壯なる決意のもとに戰を始めねばならなくなつたのであります。

▽皇軍の大捷と列強△

かくて明治三十七年二月十日、遂に對露宣戰の 詔勅は發せられて日露戰役は開始せられ、舉國一致軍民協力、國力の全部をあげて戰はれたのであります。明治天皇の御稜威と、陸海軍の衝天の意氣による奮闘とによつて皇軍は到る處に殊功を建て、殊に明治三十八年二月以來は約二十五萬の我が兵力を以て奉天附近に陣地を占領せる約三十七萬の露軍を攻撃し、遂に頑強なる敵軍を撃破して大捷を博して三月十日には全く奉天を占領し、その結果は露軍の死命を制して戰爭を終局に導き、且つ帝國の威武を中外に發揚して、ロシアの東洋侵略の野望をここに破砕されるに至つたのであります。

ところが奉天大會戦後日本の勝利が確實となるに及んで、支那の態度も米國の態度も共に日本に對し次第に冷淡となり、この頃から支那は再び遠交近攻の傳統的政策的準備をし、利に聰い英國は東亞に於けるロシアの脅威の去つた今日、寧ろ日本の發展が英國の極東侵略に障礙となることを察知して、日英同盟の廢棄は既に此の時に兆したのであります。又日露の媾和を斡旋した米國にも亦日本の過度の發展を喜ばない態度が窺はれるに至つたのであります。

然し強敵ロシアを撃攘し、その東亞侵略政策を挫折させた日本は自國の安泰を確保したばかりでなく、朝鮮を救ひ支那を助けて世界の列強に伍し、事實上東亞の安定勢力となつて列強と雖も東亞に關しては日本を除外しては何事も爲し得ない状態となつたのであります。

▽世界大戰後の國際情勢△

然るに大正三年から同七年に亘る世界大戰は歐洲列強を極度に疲勞させたのであります。これに反して日本は益々國力を増進し世界に於

ける地位を高める事となり、これと相呼應して世界大戰に於ける弱少民族の功績は遂にその解放運動の空氣を醸し、日本に對する信頼を増加して、日本を盟主とする新東亞建設の胎動は既にこの頃から始められるに至つたのであります。この國際情勢を見た歐米列強は大きな恐怖を感ずるに至りました。蓋し歐洲列強は大戦の疲勞を恢復するため、又米國はその高度の生活水準を維持するために、共に世界市場、中でも極東に於ける經濟的侵略を必要とするやうになりましたが、これを遂行するに當つて大きな障礙となるものは實に日本の發展であり、有色人種の解放運動であつたからであります。ウエルサイユ會議を初め國際聯盟 支那に於ける門戸開放運動、ワシントン會議、九ヶ國會議、ロンドン會議等いづれも我が日本の發展阻止を意味しないものは無かつたのであります。

一面世界大戰半ばに共產主義革命の巻と化した帝政ロシアはソヴイェト聯邦を組織し、暫く國際政局から離れて内政の整理に没頭してゐた

のであります。その國內統一が出来るに及んで一切を犠牲にして軍備の強化に努め、その充實につれて再び傳統的の極東侵略主義を復活し赤化思想を前衛として強大なる軍隊を本隊とし侵略の歩を進めるに至つたのであります。

右のやうな國際状態に便乗した支那は、從來の日本依存の紐帶を断ち切つて遠交近攻の盲政策をとり、漁夫の利を求める第三國を誘つて東亞の禍根を益々成長させる愚策に陥つたのであります。これに加へて孫文の聯ソ政策は支那赤化に拍車をかけましたが、孫文に代つた蔣介石は英國資本の援助と英國資本を背景とする浙江財閥の支持を得、一時容共政策を放棄してゐたのであります。其の後再び聯ソ政策にかへつて東亞に赤魔の力を導入するに至りました。

▽滿洲事變△

然るに世界大戰後から昭和の初期にかけて世界を風靡したデモクラシーの思想は我が國にも影響し、我が日本の政界、學界、思想界等に於て歐米崇拜的な風潮が盛んとなりまして、或は

國際政局裏面の認識を缺き、或は歐米迎合的な對内外消極的政策が行はれて外交困難、經濟國難人口國難、思想國難の渦巻を生じたのであります。

この間に於て蔣介石は公然と對日交戦を豪語し、歐米の援助に依つて對日軍備の強化に努めると共に、巧に政治教育その他の組織を利用して排日教育に努めたのであります。その結果排日、侮日、抗日の思想は洸河の勢を以て軍民に浸潤し、幾他の排日不法事件を續出せしめるに至りました。地方軍閥もまたこれを利用してその勢力の擴充を圖り、中でも滿洲及び北支に割據してゐた張作霖、張學良父子などは日清日露の兩戰役に於ける歴史的關係を無視して我が在滿權益を侵害し、居留民を壓迫し、皇軍を侮辱し遂に我が大陸國策の礎石をも覆さうとするに至りました。滿洲事變はこのやうな氛圍氣の中に起つたのであります。

滿洲事變は昭和六年九月十八日柳條溝事件に端を發したのであります。皇軍の迅速果敢な

作戦に依つて僅か半歳の間に偉大な戦果を収め翌七年三月一日には滿洲國の建國を見るに至りました。

この事變は從來消極的となつてゐた我が國民に活氣を興へて日本精神を作興させ、八紘一宇の聖訓を奉じて積極的國策を樹立せしめるに至りました。即ち政治、經濟、文化その他各般に亘る日滿支の提携共助を樞軸とする東亞諸民族の協同結成と云ふ我が大陸經營の國策は、ここに確立されたと見ることが出来るのであります。

この結果滿洲事變は東亞に於て史的に新しい事態を生んで、東亞の大勢を一變せしめると共に世界の視聽を此處に集めることとなりましたその主要なる事項を擧げると、

第一、我が八紘一宇の大精神を以て皇道を宣布し、皇徳を施し滿蒙諸民族を塗炭の苦しみから救済して王道樂土滿洲國を建設し、日本文化の普及東洋文化復興の基礎工事を完成しました

第二、日滿の防守同盟によつて滿洲國の國防を保障すると共に、我が對ソ國防の防波壁を前

進しました。

第三、日滿一體の經濟結合によつて滿洲國人の生活を安定せしめると共に、事變前逼迫してゐた我が國の人口問題及び國民生活問題を或る程度まで緩和し、以て共存共榮に進むことになりました。

第四、アジャ諸民族更生の第一階程を確立し更にその推進に積極的迫力を加へました。

第五、我國は信念ある自主的外交に轉じ、國際聯盟、海軍條約など理不盡な條約から脱退するに至りました。

▽支那事變△

以上の事實は日滿兩國の提携共助による東亞諸民族自力更生の出発でありまして、支那にとつては歐米に依存しない更生の活機範でありました。かくすることが日滿支三國のいづれにとつても最善の道であり、更に東洋平和または世界平和のためにも極めて合理的、道徳的であつて極めて望ましい事であつたのであります。

然るに支那の國民政府はことさらに耳目を蔽

つてこれを認めないばかりでなく、かへつて失地恢復をとなへて排日教育を強化し、民を驅つて抗日戦線に投じたのであります。尤もこれは支那民族の無反省、無自覺に基因するばかりでなく、日滿支の提携共助、即ち東亞諸民族の自力更生を妨げようとする非人道的な重壓が支那に加へられたためであります。ソ聯の東亞赤化政策、歐米なかんづく英國の資本主義的侵略、及び蔣政權の賣民的政策がこれでありました。

かくて蔣政權は一方に於ては容共の政策を探り他方に於ては英國依存の政策を探つてこれと對して容共抗日、聯英排日の方針で臨み、支那各地に於ける帝國權益の侵犯、居留民の虐殺、日貨の排斥抑留、皇軍の侮辱等の具體的行動となり、遂に昭和十二年七月七日蘆溝橋に於ける支那兵の不法射撃事件に端を發して今次事變の幕は切つて落されるに至つたのであります。

記してこゝに至りますと、支那事變は決して偶然の出來事ではなく、そこに歴史的必然性が觀取されるのであります。この歴史的な事實が複雑な因果の繋關によつて今次の事變を生んだのであります。この事實は宇内無比の國體を擁護し、これに因る固有の文化を創造し、八紘一宇の神訓を奉じて皇道を宣布し、世界人類の眞の平和と文化と福祉とに貢献しようとする皇國日本が、日清日露の戦役及び滿洲事變の連鎖として當然突破せねばならぬ一難關と觀るべきであります。

▽結 び△

今次事變始まつて以來こゝに滿二年八ヶ月、東亞新秩序建設の聖業は着々としてその偉大な成果を收めつゝあります。今や蔣介石は既に邊隅に蟄居する一地方政權となつて、汪精衛氏を中心とする新政權の成立も目睫の間に迫りま

した。しかし上述の國際情勢から今事變を眺めますとき、眞の東亞新秩序建設の達成が如何に重大であつて、前途尙甚だ遠遠なるべきを感せずには居られません。

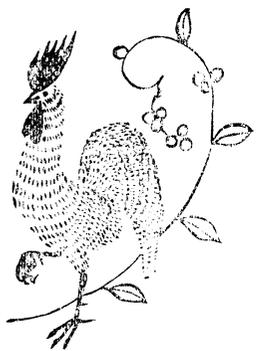
翻つて思ふに明治三十七八年の日露戦役に於て萬々一日本があゝの勝利を得ることが出来なかつたとしたら、東洋の形勢は果してどうなつてゐたのでありませうか。しかして又今次事變の完成が中途にして挫折する如きことがあつたとしたら、その結果はどうなるでありませうか。支那大陸はやがて全く世界列強の飽くなき侵略の餌食となり、滿洲國及び我が日本もその獨立が非常な危険の位置に立つて、全亞細亞が歐米蠶食の巷となること火を賭るより明であると思はれず。

茲に第三十五回の陸軍記念日を迎ふるに當り、我々は前述の國際情勢を深思して益々東亞

新建設の重大意義を痛感し、よしこの大業に今後幾十年を要するとしても、いよく堅忍持久盡忠報國の誠を效してこの聖業の完遂に全力を傾注しなければならぬと信するのであります。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

防げ闇の手
暴利の手



本縣統制肥料の
割當方針

時局下に於て食糧生産の維持増殖を圖ることの極めて緊要であることは論を俟たないところで、第一次歐洲大戰に於けるドイツの敗戦の主要なる原因も、食糧の不足に依るものであると云はれてゐる。

我國に於ては決して左様なことはないのであるが、戦時に於ては食糧、糧秣等平時に較べて非常に多量の消費を餘儀なくせられるのであるから、一粒でも多くの米、麥等主要食糧の増産を圖ると共に、貿易其他工業資源、農作物の増産に懸命の工夫研究をなさねばならぬ。肥料は之等農産物の増産には最も必要な資材

であつて、之が充分なる供給を確保することは絶対必要なことである。特に我國の如く單位面積より多量の農産物を獲得せねばならぬ所謂集約農業經營の組織下の増産計畫は、潤澤なる肥料に依らなければ其の目的遂行は困難である。

茲に於て肥料の供給確保に付ては國を擧げて努力せられて居るのであるが、石炭、電力等生産資源の不足、歐洲戦亂の勃發に伴ふ肥料及び肥料原料等の輸入困難等のため、充分なる肥料の供給は極めて困難であつて相當窮屈な事情にある。故に施肥方法の改善等に依つて最大の効果を擧げるやうにすると共に、地方的偏在作物に依る偏在等のないやうに、合理的消費の調整を圖らねばならぬ。

本縣が本年一月から七月分までの政府より割當を受けた統制肥料は

- 硫酸アンモニア 七、三九〇噸
- (一、九七〇、一七四貫)
- 石灰窒素 五二一噸
- (一三三、八九八貫)

過磷酸石灰 一一、五七〇匁
 (三、〇八四、五六二貫)
 加里 鹽 三八四匁
 (一〇二、三七四貫)

であつて、之を昭和十三年の同期と較べると、總數量は一〇一、六六%に當つて居る。勿論十三年には相當在庫品もあつた、然るに本年は昨年より農産物の大増産計畫の樹立に依つて多量の肥料を要する譯であるのに其の搬入の實績から比較すると一、六六%の増加に過ぎないのである。之を各肥料別に見ると、硫酸は一〇五、八%過磷酸は一四、一%石灰窒素四四、八%加里鹽は三〇、九%となつてゐて、窒素肥料の硫酸石灰窒素の合計は、大体昭和十三年度過磷酸は一四、一%増加し、唯加里鹽が三分の一に激減したと云ふことになつて居る。

以上の點を綜合して考へて見ると充分とは云へないが、自給肥料の増産施用、有機質肥料及び統制外肥料の確保をなし、又一方地方別の偏在を防止し、施肥の適期に配給するやうにすれ

ば、縣に指定せる豫定の増産計畫の遂行は決して困難ではないのである。唯農家自体に於ても買溜とか無駄使ひ等をしないやうにし、消費の調整に充分協力することが必要である。

縣はこの割當を受けたる數量の中、硫酸に於て四八%、過磷酸五八、四%を單肥とし、他に三一〇、七八〇呎の臨時配合肥料を作つて之を各市町村に割當をなし、産業組合と商業組合の配給機關に配給せしめるのであるが、市町村割當の方針は、先づ市町村長から昨年九月十五日管内に於ける消費數量を申告せしめて居る。

この申告數量は硫酸九、二七二匁(二、五七四、六二三貫) 過磷酸石灰一〇、四七一匁(二、九〇七、九二二貫) 石灰窒素二、〇六七匁(五七四、〇四七貫) 加里鹽一、九二七匁(五三三、二五二貫)であつて、今回の割當數量は硫酸七九、七%石灰窒素二五、二%過磷酸一一〇、五%加里鹽二〇、〇%の割合に相當してゐる。

縣に於てはこの申告數量を査定し、地方の實狀を考慮して公平に割當をしたのであるが、査

定に當つては先づ市町村長の申告を基礎にし、從來の消費の實績、施肥の慣行、自給肥料の確保の難易、前期に於ける配給量等の實情、及び増産計畫の遂行に必要な最少限度の施肥量は必ず確保せしめることを旨とし、政府の方針に従つて主要食糧である稻、麥及び本縣主要農産物である桑に主眼を置き、特に水陸稻は耕種改善

基準に基いて縣下二十地區に於ける最近五ヶ年の米の反當收穫高を考慮し、次の通りの標準を定め硫酸に於ては標準量の八〇、過磷酸は一〇〇%、石灰窒素は硫酸と合せて消費の實情に依つて割當をなし、加里鹽は少額であるが、割當量全部を耕作反別に按分して施用せしめることにした。

地 區 別	最近五ヶ年の反當米收穫量に六分を加へたるもの	標 準 施 肥 量	
		硫 酸	過 磷 酸 石 灰
第一區 岩井 地方	二、三〇〇	三、二〇〇	六、〇〇〇
第二區 岩美山間地方	二、〇〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇
第三區 鳥取東部地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇
第四區 八東 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第五區 智頭 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第六區 八頭平坦部地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第七區 鳥取西部地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇

第八區	高草 地方	二、三〇〇	三、二〇〇	六、〇〇〇
第九區	氣高 地方	二、三〇〇	三、二〇〇	五、〇〇〇
第十區	氣高奥部地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
第十一區	天神川流域地方	二、九〇〇	四、八〇〇	六、〇〇〇
第十二區	三朝 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第十三區	東伯中部地方	二、九〇〇	四、八〇〇	六、〇〇〇
第十四區	汗入 地方	二、九〇〇	四、八〇〇	六、〇〇〇
第十五區	箕蚊屋 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇
第十六區	法勝寺 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第十七區	弓濱 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第十八區	大山 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
第十九區	口日野 地方	二、六〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
第二十區	奥日野 地方	二、三〇〇	三、二〇〇	五、〇〇〇

尙ほ麥類は耕種改善規準に依りて因幡半坦、伯耆半坦、山間積雪、畑作の四地方は八〇%、

過磷酸一〇〇%を、桑及び其の他には各地方の規準數量を定めて硫安六〇%、過磷酸八〇%を目標に地方の實情を參酌し、各作物別に査定して割當決定したのである。
 以上の方法に依つて割當た結果、作物別に見ると次の通りの割合になる。

硫 安	水陸稻		麥 類		桑		果樹類		園藝及食 用農作物		菜種及工 藝作物		綠 肥
	五%	一七%	二六、二%	〇、八%	四%	二%							
石灰 窒素	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
過磷酸 石灰	五、四	一三、七	一一、七	二、〇	四、三	一、五	一〇、一						
加 里 塩	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

之を各作物縣下一圓の反當施肥量に換算すると

水 陸 稻	總作付反別		硫 安		石灰窒素		過 石		加里塩	
	町	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	
麥 類	三、二〇〇	二、九六六	〇、四五	五、三三三	〇、三〇〇					
桑	八、八〇〇	五、八二八	1	四、〇五四	1					
綠 肥	一、六、三六	1	1	四、九六三	1					

其の他	八、六〇〇	一、三四五	一	二、二二
果樹	一、三三〇	一、三三三	一	五、一四〇

硫安、石灰窒素にて反當三、貫三九一になる。

更に各郡市に於ける平均反當施用量の水陸稻及び麥類、桑の分は次の通りになる。

	水陸		稻		麥類		桑	
	硫安	石灰窒素	過燐酸石灰	硫安	過燐酸	硫安	過燐酸	
鳥取	四、〇〇〇貫	〇、四五六貫	五、二二七貫	二、九〇二貫	二、七三五貫	五、二二三貫	三、三四〇貫	
米子	三、七五五貫	〇、六五四貫	五、〇四五貫	三、五九〇貫	二、九一九貫	五、四七三貫	二、八五〇貫	
岩美	二、五二七貫	〇、四四四貫	四、五六八貫	一、九六五貫	二、七二二貫	四、六四七貫	三、五七〇貫	
八頭	二、五三二貫	〇、四八〇貫	四、六六二貫	二、六六一貫	三、七四四貫	四、八六三貫	三、一四八貫	
氣高	三、三六〇貫	〇、四三九貫	四、九一〇貫	二、〇三三貫	一、二二二貫	五、二五三貫	三、七七三貫	
東伯	三、一六六貫	〇、三六五貫	五、八八〇貫	二、八一五貫	三、四九四貫	六、六五四貫	四、七三三貫	
西伯	三、三五二貫	〇、四三三貫	五、七九一貫	三、〇三九貫	四、四六七貫	五、八八六貫	四、二三二貫	
日野	一、九三三貫	〇、二七六貫	三、八六五貫	二、〇〇〇貫	二、四四七貫	二、八三九貫	二、六八七貫	

右の如く各市町村に各作物別に指示して割當てたのであるが、市町村に於ても之の割當量に基き、農會等産業團體と協議の上各々施肥計畫を樹立し、農家をして之に據らしめるやうに格別の協力を切望する。

更に配給に當つては産業組合と商業組合と充分協議を遂げ、部落團體に配給の方針に依つて町村の實狀に應じ、配給券の發行等適當の措置を講じ、配給の円滑と消費の適正を期せられたる。



戰時節米の實施方針

國民精神總動員中央聯盟では、戰時節米の實施方針を次の如く決定し、いよく時局下戰時

節米の報國運動に乗出すことになつた。家庭に於ける實施方針 各家庭に於ては左の「共通實踐項目」を實行すると共に「選抜實踐項目」を適宜に選抜し、其の中一項は必ず勵行すること

一 共通實踐項目

- (イ) 七分搗米 (胚芽米も七分搗とす) 常用の徹底 飯米は全國各家庭一切七分搗米を常用すること
- (ロ) 完全咀嚼の勵行 食事に際しては適量に攝取し、完全咀嚼に努むること 無駄米の排除 淘ぎ方を輕度にして流出米を防止すると共に殘飯の處理に留意する等、一粒の米と雖も無駄にせざるやうに極力注意すること

二 選擇實踐項目

(イ) 混食の勵行

麥其の他の雜穀、豆類、薯類、根菜類等最低一割の混食を行ふこと

(ロ) 代用食の勵行

三日に一食は小麥粉、蕎麥粉食(麵類、パン、團子、ツミイレ等)其の他の代用食を行ふこと

(ハ) 雜炊、粥食の勵行

保健並に業務上支障なき一定の階層に於ては、少くも一週に三食の雜炊粥食を行ふこと

各種食堂、飲食店、驛辦等

に於ける實施方策

官公署、會社、工場、鑛山、學校、汽車、汽船等の食堂、驛辦、一般食堂、飲食店等を通じて七分搗米の常用は勿論、左の「共通實踐項目」及び「特別實踐項目」の勵行を期すること

一 共通實踐項目

(イ) 主食と副食物の分賣

主食(飯)と副食物を分賣し、主食に大小の別を設け極力飯米の無駄を排除すること

(ロ) 代用食の併賣

小麥粉、蕎麥粉食(麵類、パン、團子、ツミイレ等)其の他の代用食を併賣すること

(ハ) 献立品目の制限

献立品目は極力之を制限し、現物見本の陳列を廢止すること

二 特別實踐項目

(イ) 集團生活に於ける混食、代用食の勵行

官公署、會社、工場、鑛山、學校等の食堂に於ては麥其の他の雜穀、豆類、薯類、根菜類等の混食を行ふ外

代用食を勵行すること

(ロ) 一般食堂、飲食店等に於ける混食、代用食の勵行、一般食堂、飲食店、料理店、旅館、汽車、汽船等の食堂に於ては前項の趣旨に副ひ、一部混食料理及び代用食を行ふこと

(ハ) 前項の方面に於ては右の外期日を定め適宜「混食日」又は「代用食日」を設くること

米を原料とする嗜好品等の製造關係に於ける實施方策

米を原料とする餅、菓子、飴其の他嗜好品等の製造關係に於ては代用原料の使用、其の他の方法に依り節米を勵行すること

× × ×



季節向

主要作物の

臨時配合肥料

雪も消えて農作に忙しい時節になります。農林省ではこの農作に最も重要な肥料について臨時配合肥料十種を設定して配給されることになりましたが、本縣ではこの中から本縣の土質、氣候等に最も適した左記五種を選びました。

臨時配合肥料 特一號甲

原料名稱準	配合割合準	保證(表示)成分量(百分中)	施用方法
硫酸アンモニア	四、〇〇〇 匁	窒素全量 一〇、〇	<p>地方中庸、品種、改良鼠返、魯桑、其他縣獎勵品種春秋壯蠶用桑園ノ普通栽培ノ場合次ノ通り施肥ス</p> <p>○秋肥 堆肥(糞渣堆肥)反當四〇〇貫</p> <p>○春肥 綠肥 反當二〇〇貫</p> <p>本配合肥料 反當 五貫 (半叭)</p> <p>人糞尿 反當一五〇貫</p> <p>○夏肥 本配合肥料 反當 一〇貫 (二叭)</p> <p>綠肥 反當二〇〇貫</p> <p>(注意)</p> <p>一 施肥ニ當ツテハ努メテ自給肥料ヲ施用シ自給肥料ノ施用量地方ノ肥瘠、品種及栽培方法等ヲ斟酌シ必要ニ應シ右ノ配合肥料ノ施用量其ノ他施用方法ヲ適宜加減スルコト</p> <p>二 土地酸性ノ程度ニ依リ相當量ノ石灰(反當二五貫―二〇貫程度)ノ施用ヲ考慮スル事</p>
大豆油粕	三、〇〇〇	窒素全量 一〇、〇	
可溶一六過燐酸石灰	三、〇〇〇	アンモニア性 八、二	
計	一〇、〇〇〇	可溶性燐酸 四、六	
適應關係	適用地域及土性		
桑	洪積層 沖積層 砂壤土 壤地 土 地方其他各地方一般		

原料名稱準	配合割合準	保證(表示)成分量(百分中)	施用方法
硫磺	四、九〇〇 匁	窒素全量 一〇、〇	<p>地方中庸品種大小裸麥縣獎勵品種及ビール麥普通栽培ノ場合次ノ通施肥ス</p> <p>○基肥 堆肥 反當三〇〇貫</p> <p>臨時配合肥料特八號甲反當 一〇貫 (二叭)</p> <p>人糞尿 反當一〇〇貫</p> <p>○追肥 液肥(人糞尿ノ薄メタ)反當三〇〇貫 (ルモノ及汚水等) 反當三〇〇貫</p> <p>本配合肥料 一〇貫 (二叭)</p> <p>(注意)</p> <p>一 施肥ニ當ツテハ努メテ自給肥料ヲ施用シ自給肥料ノ施用量、地方ノ肥瘠、品種及栽培方法等ヲ斟酌シ更ニ生育狀況ニ應シ配合肥料ノ施用量其ノ他施用方法ヲ適宜加減スルコト</p>
可溶一六過燐酸石灰	五、一〇〇	燐酸全量 八、二	
計	一〇、〇〇〇	可溶性燐酸 八、〇	
適應關係	適用地域及土性		
麥 (追肥用)	河川流域平坦部 砂壤土 洪積層 火山灰 腐植土(黒ボク) 山間部 並海濱部 砂土地方縣下一般		

臨時配合肥料		特五號甲	
原料名稱標準	配合割合標準	保證(表示)成分量(百分中)	施用方法
硫酸アンモニア	三、五〇〇 ^貫	窒素全量八、〇	<p>地力中庸品種旭、農林六號其ノ他獎勵品種普通栽培ノ場合次ノ通り施肥ス</p> <p>○基肥 堆厩肥 反當 三〇〇貫</p> <p>臨時配合肥料特八號甲 反當 一〇貫 (一叭)</p> <p>○追肥 本配合肥料 五貫 (半叭)</p>
大豆油粕	一、六〇〇	窒素全量八、〇	
可溶一六過磷酸石灰	四、九〇〇	磷酸全量八、〇	
計	一〇、〇〇〇	可溶性磷酸 七、五	
適用作物	適用地域及土性		
水 稻 (追肥用)	河川流域平坦部 砂壤土 洪積層火山灰腐植土(黒ボク)山間部並海濱部砂土地方縣下一般		<p>(注意)</p> <p>一 施肥ニ當ツテハ努メテ自給肥料ヲ施用シ自給肥料ノ施用量、地力ノ肥瘠、品種及栽培方法等ヲ斟酌シ更ニ生育狀況ニ應シ配合肥料ノ施用量其ノ他施用方法ヲ適宜ニ加減スルコト</p>

臨時配合肥料		特六號甲	
原料名稱標準	配合割合標準	保證(表示)成分量(百分中)	施用方法
硫酸アンモニア	二、五〇〇 ^貫	窒素全量八、〇	<p>地力中庸 品種 二十世紀梨 成果樹ニ對シ次ノ通り施肥ス</p> <p>○基肥 堆肥 反當 四〇〇貫</p> <p>本配合肥料 反當 五〇貫(五叭) 乃至 八〇貫(八叭)</p> <p>(注意)</p> <p>一 施肥ニ當ツテハ必ズ自給肥料ヲ施用スルコト</p> <p>地力ノ肥瘠樹令袋掛數量ヲ斟酌シ右ノ配合肥料ノ施用量其ノ他施用方法ヲ適宜加減スルコト</p> <p>二 土地酸性ノ程度ニ依リ相當量ノ石灰(反當一五―二〇貫程度)ノ施用ヲ考慮スルコト</p>
大豆油粕	三、八〇〇	アンモニア性窒素 五、〇	
可溶一六過磷酸石灰	三、〇〇〇	磷酸全量五、五	
計	一〇、〇〇〇	可溶性磷酸 四、六	
適用作物	適用地域及土性		
果 樹	花崗岩系並第三紀層壤土、壤埴土地方其他各地方一般		

臨時配合肥料		特八號甲
原料名稱	配合割合	保証(表示)成分量(百分中)
硫酸アンモニア	二、四〇〇	窒素全量七、〇
大豆油粕	三、五〇〇	アンモニア性素 四、八
可溶一六過磷酸石灰	四、一〇〇	磷酸全量七、〇
計	一〇、〇〇〇	可溶性磷酸 六、四
適應關係	<p>水稻 地方中庸品種 旭、農林六號、其他獎勵品種 普通栽培ノ場合次ノ通り施肥ス</p> <p>○基肥 堆厩肥 反當 三〇〇貫 (又ハ紫雲英) 反當 三〇〇貫 本配合肥料 反當 一〇〇貫 木灰 反當 (一畝) 一五貫</p> <p>(注意) 一、施肥ニ當ツテハ堆厩肥又ハ紫雲英等ノ基本自給肥料用ノ施用量、地方ノ肥瘠品種及栽培方法等ヲ斟酌シ必要ニ應シ右ノ配合肥料ノ施用量ヲ(反當ニ限リ)増減スルコト 二、紫雲英使用ノ際ハ相當量ノ石灰(反當一五―二〇貫程度)ヲ施用スルコト</p>	

適用作物		適用地域及土性
水 稻	河川流域平坦部、砂壤土、洪積層火山灰腐植土(黒ボク)山間部並海濱部砂土地方縣下一般	
麥		<p>麥 地方中庸品種大、小、裸麥雜獎勵品種反ビト</p> <p>○基肥 堆厩肥 反當 三〇〇貫 本配合肥料 反當 一〇貫(一畝) 人糞尿 反當 一〇〇貫 人糞尿 反當 二〇〇貫 (又ハ硫酸アンモニア 反當 一貫) 過磷酸石灰 反當 二貫 木灰 反當 一五貫 (又ハ右各追肥ノ代用トシテ臨時配合肥料特二號甲ヲ反當五貫施用スルコト)</p> <p>(注意) 一 施肥ニ當ツテハ努メテ自給肥料ヲ施用シ自給肥料施用量地方ノ肥瘠品種及栽培方法等ヲ斟酌シ必要ニ應シ右ノ配合肥料ノ施用量其ノ他施用方法ヲ適當ニ加減スルコト 二 土地ノ酸性程度ニ依リ相當量ノ石灰(反當一〇貫―一五貫程度)ノ施用ヲ考慮スルコト</p>



海軍志願兵 徵募 検査の成績

昭和十五年度の海軍志願兵徵募については本報に於ても度々記したのであつたが、その検査は去る二月十三日から二十六日迄縣下八ヶ所に於て執行された。志願者數に於ても合格率に於ても前年に較べて好成績であつたことは、時局柄甚だ慶賀に堪へない。

本年度は格別事變に伴ふ般産業方面からの青少年の大量募集があり、又滿蒙開拓青少年義勇軍の募集等もあつて、本縣からも相當多數の青少年が應募採用せられて居るにも拘らず、前年に比して約百名の應募増加であり、その合格

率も向上したことは、青少年の時局認識のためと市町村や學校當局の勧誘の賜と、誠に心強く感ずる次第である。

検査は學科、身體、適性、口頭試問とそれと厳密に行はれたのであるが、志願者は大體に於て實質剛健の氣風を有してゐて、態度嚴正であり言語もまた穩健であつて、全般を通じて緊張の裡に終了したことは海國日本を守る非常時の青少年として心から頼もしく感ぜられた。

志願の動機は大部分海軍の軍人は好きだからと云ふのと、他からの勧誘に依るものであつたが、特に今事變で戦死した兄に代つて御奉公がしたいと云ふものが十數名もあつたのは感激に堪へなかつた。

學科試験は讀書と算術を施行したのであつたが不合格者が割合に多く、此等については要するに検査前に豫備教育を行つた者は殆んど好成績を得たに拘らず、さうでなかつた者に不合格が多かつたのであつて、將來青年學校等に於て相當期間豫備教育を實施する必要があると思

次に身體検査であるが、中には全然規格に達しない者があつて當初から不合格と宣告されたものがあつたが、此等は志願する時はつきり判ることであるから、學校なり役場なりでよく話して他の方面へ世話をするやうにしたいものである。

大體に於て身體は立派なやうであつたが、不合格の主なものには視力不足胸圍不足、胸廓擴張不足、胸郭疾患であつて、これ等は豫備教育と同様に豫備検査を餘程前から行つて貰ふことが志願者はもとより當局としても喜ばしいことであり、指導者としても一番親切な道であるから將來は是非實施する必要があると思ふ。口頭試験は極く平易な國民常識の上に、時局に關するものが二三附け加へられたのであるが一般に常識は幼稚であつた。青年學校生徒にしてかく常識に缺けてゐる者があるといふことは指導者に於ても充分留意せられて然るべきであると痛感した次第である。

尙徵募検査の成績は左表の如くであるが、前年に比して一二%の向上を示してゐる。合格者に對しては三月下旬若くは四月上旬迄に吳鎮守府で銜の上愈々採用者が決定される筈である

昭和十五年度海軍志願兵徵募成績表

前年	計	郡市別												
		鳥取市	米子市	岩美郡	八頭郡	氣高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡	合格者	本年			
四八〇	五七八	二四	二六	五二	九〇	六三	一五七	一〇五	六一	一一	一六	六一	四四	四二
一六九	二六六	一	一	一七	四〇	三三	七三	四九	二七	四五	一	三三	四四	四二
	四六	四五	六一	三一	四四	五二	四六	四六	四四	四五	二二	三三	四四	四二
	三四	二二	三三	三九	三五	三八	三二	三七	四二	二二	三三	三三	四二	四二



滿洲開拓

關係職員募集

皇紀二千六百年を契機として、滿洲開拓事業は日滿一体を以て、いよ／＼飛躍的新態勢に這入ることになつたので、滿洲帝國協和會では各種開拓民の精神的、社會的、政治的指導の擔當者として重要な役割を果すこととなり、曩に陸軍省、帝國農會、大日本青年團、農村更生協會、滿洲移住協會等の後援の下に、日本内地に於て第一次の職員募集を行つたが、今回更に次の要項に依つて、前記諸団体後援の下に第二次の職員募集を行ふことになつた。

一 擔當業務

開拓民（義勇軍、開拓女子を含む）の精神的、社會的、政治的、指導に任ずるも

のであつて、其の主なる事業は次の通りである。

- (1) 各種開拓地協和會分會運動の指導
- (2) 各種開拓地協和義勇奉公隊運動の指導
- (3) 各種開拓地協和青年團、協和少年團運動の指導
- (4) 各種開拓地國防婦人會運動の指導
- (5) 滿洲開拓青年義勇隊の補導
- (6) 開拓事業に關する各種政治的活動
- (7) 其の他開拓に關する各種の後援並に斡旋活動

二 募集人員

一〇〇名

三 應募資格

年齢廿四、五歳以上三十五歳程度のものであつて、なるべく農村事情に通じ若くは農村指導に經驗を有し、且つ中等學校卒業程度以上の學力を有する者

四 銜衡方法

- (1) 希望者は三月二十日までに採用願書、履歴書、戸籍謄本、學校卒業證明書、身體検査證明書各一通、又は寫真（手札型）二葉を帝國農會、大日本青年團、農村更生協會、滿洲移住協會若くは滿洲帝國協和會東京事務所の何れかに提出すること（系統団体に於てはなるべく道府縣單位團體長の推薦を経ること）

- (2) 右の書類受付後、各應募者に付て銜衡されるが、其の期日、方法、場所等は追つて通知される

- (3) 被銜衡者に對しては、現住地、銜衡場間の三等往復汽車賃、並に宿泊料一日三圓を支給される

五 訓練

- (1) 採用せられた者は茨城縣内原訓練所（豫定）で一ヶ月間、滿洲國ハルビン訓練所（豫定）で二ヶ月の訓練を實施される

六 待遇

- (1) 給與は各人の年齢、勤務地、任務其の他各般の事情に依つて決定せられるが、本俸、在勤手當、住宅手當、一パー、靴等も支給される
- (2) この訓練期間中に於ける食費、移動諸費、其の他一切、更に帽子、シューズ、靴等も支給される
- (3) 訓練期間中は本俸、並に諸手當は支給されないが、一率に一人月額五十圓の訓練手當を支給される

- (1) 給與は各人の年齢、勤務地、任務其の他各般の事情に依つて決定せられるが、本俸、在勤手當、住宅手當、賞與、其の他一切の手當を含めて略々月額九十圓乃至二百圓程度である

- (2) 但し之は新京勤務の場合の平均給與額であつて、奥地勤務の時は更に一定額の邊境手當がある

- (3) 病氣の際は職員は治療費の八割、家族は五割を支給される

- (4) 退職金支給率は、本俸に勤務年限を乗じた額を支給される
- (5) 訓練終了後の渡滿旅費は一切協和會

七 家族招致

- (1) 勤務地に依つて一定しないが、大体渡満後半ケ年位は招致出来ない
- (2) 渡満する家族の旅費は三等船車賃、並に所要實費が支給される

× ×

三月六日発行「週報」並ニ「寫真週報」掲載内容
左記ノ通

寫真週報第百六號掲載内容

- 表紙 慰問袋と兵隊
- 奉天入城の大山元師以下諸將星
- 魯東作戦終る
- 戦線三千五百キロ
- 前線警備の勇士たちにはいまなほ夏も冬もなければ夜も晝もない、ただ凡ゆる勞苦を越えて敵と戦ひつづけてゐる
- 自給自足のお臺所部隊
- 活躍する部隊の味噌屋さん、肉屋さん、蒲鉾屋さん、菓子屋さん等々
- 金なき大阪市をめざして
- 春の開宴

「春が近づく、田園に遠い都會人はこの際に土に親しみ自然のめぐみにふれてみよう」

杭州放送局「前線に於ける思想戦の砲壘は戦ふ」

海外通信

讀者のカメラ

讀者のカメラ

- 青少年雇入制限令と人の動員
- 思ひ起す日露の役奉天戰報道記
- 議會の常識「委員會はどんな活動をするか」(上)
- 戦時下に於ける英獨佛の文化戦線
- 映画紹介「炭焼く人々」
- 銃後點描
- 標準混食獻立(上) / イギリス篇
- 海外小話
- 寫真週報問答
- 漫畫

週報第百七十七號掲載内容

- 時局と綠地計畫 (内務省)
- 蔣政權の經濟力 (陸軍省情報部)
- 支那事變の特質と意義 (陸軍省情報部)
- 米次官の訪歐と和平問題 (外務省情報部)
- 海軍と氣象 (海軍省海軍軍事普及部)
- 支那事變貯蓄債券の使命 (大藏省)
- 特別寄稿 二千六百年史抄(五) (菊池寛)

昭和十五年三月八日印刷
昭和十五年三月八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町